

令和2年8月18日
栃木県警察本部
警務部会計課

国費契約等の手続きにおける押印の省略について

国費契約等の手続きにおきまして、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたのでお知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書類（納品書、完了報告書など）

※ 押印を省略できる書類は、宛名が支出負担行為担当官、官署支出官の国費書類のみです。宛名が県知事、警察署長の県費書類は今までどおり押印が必要となります。

2 押印を省略できる書類の記載方法

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 記載された連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 押印省略の開始日

令和2年8月18日以降の書類から押印を省略できます。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

栃木県警察本部

警務部会計課監査係

電話：028-621-0110 内線2242

2247